令和３年度

事業計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

目　次

(ページ)

第１　基本理念及び基本方針 ---------- １

第２　法人概要 ---------- ２

第３　事業計画 ---------- ３

【法人共通】 ---------- ３

・運営方針

（１）　利用者満足度の向上

①　安心・安全を確保する取組み

②　多様な各施設の連携による特色ある取組み

③　地球環境を守る取組み

（２）　人材・財政等組織基盤の強化

①　人材の確保・定着と育成、働き方改革の取組み

②　子育てや介護にやさしい職場づくりの取組み

③　組織・財務体質の強化、業務効率化の取組み

④　効果的な情報発信の取組み

【施設別】

○　心身障害者福祉センター ---------- １０

（障害者支援施設・生活訓練事業所・相談支援事業所・体育館）

○　心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院） ------- １２

○　洛南寮（養護老人ホーム） ---------- １３

○　洛南寮（救護施設） ---------- １４

○　東山母子生活支援施設 ---------- １５

○　視力障害者福祉センター ---------- １６

○　桃山学園（障害児入所施設） ---------- １７

○　桃山学園（児童養護施設） ---------- １８

○　こども発達支援センター ---------- １９

○　発達障害者支援センター ---------- ２１

基本理念

１　社会福祉施設としての公的責任を果たします
２　利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者に選ばれる施設であること
３　地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
４　主体性のある法人･施設をめざすこと

基本方針

１　利用者一人ひとりの満足度の向上を追求し続ける事業団
２　地域や企業、大学など様々な主体とともに歩み続ける事業団
３　人・財力を高め、強固な組織へと進化し続ける事業団

（中期運営計画～利用者満足度の向上をめざして～で掲げた法人の将来像）

（R3 年３月　ホームページリニューアル）

法人概要

〇法人名　　社会福祉法人京都府社会福祉事業団
〇代表者名　　理事長　松本　均
〇資本金　　10,000,000 円
〇設立年月日　　昭和 52 年８月２日
〇主たる事務所　京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町３７５番地
〇ホームページ　https://ksj.or.jp/

組織図

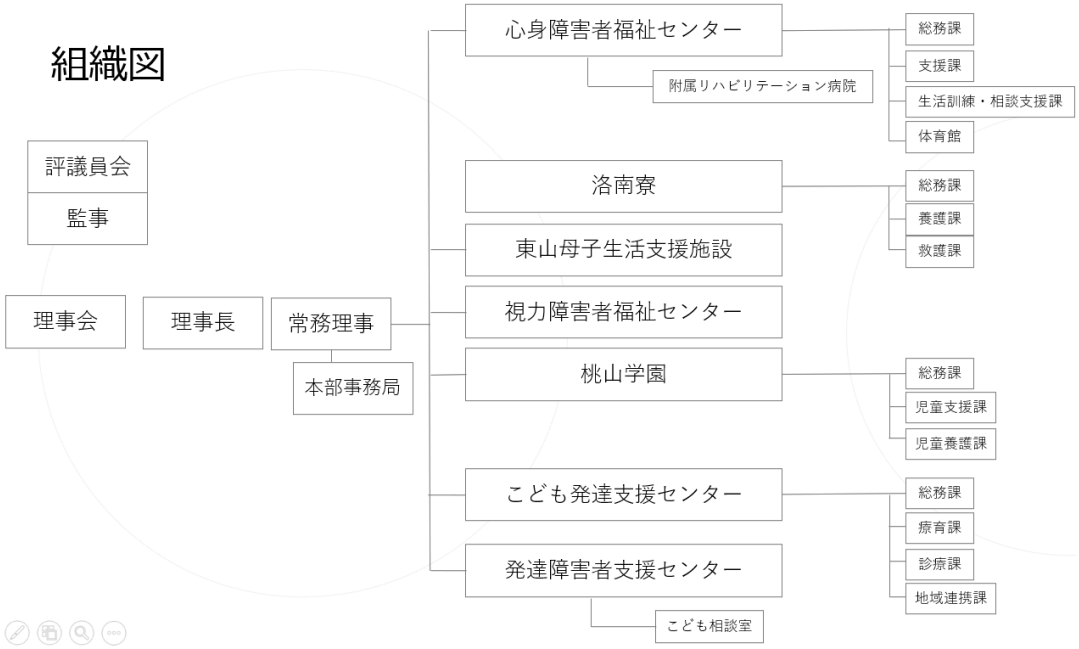

実施事業

施設名	運営事業
心身障害者福祉センター	障害者支援施設（施設入所・生活介護・自立訓練・短期入所）/一般・特定相談支援事業/体育館
（附属リハビリテーション病院）	病院（整形外科・リハビリテーション科・神経内科・精神科・歯科・内科（循環器）・泌尿器科）
洛南寮	養護老人ホーム/特定入居者介護事業 救護施設/ 居宅生活訓練事業・認定就労支援事業等
東山母子生活支援施設	母子生活支援施設 / DV一時保護事業
視力障害者福祉センター	障害者支援施設（施設入所・就労支援事業）/特定相談支援事業
桃山学園	障害児入所施設・短期入所・日中一時支援事業 /一般・特定相談支援事業 児童養護施設 / 子育て支援事業
こども発達支援センター（すてっぷセンター）	児童発達支援センター（福祉型・医療型）/児童発達支援事業（重症心身障害児） 放課後等デイサービス/保育所等訪問支援/障害児相談支援事業/診療所（小児科・児童精神科・整形外科）
発達障害者支援センター（はばたき）	発達障害者支援センター / こども相談室（ぐーちょきぱー）

事業計画【法人共通】

〇運営方針
令和３年度は、先般策定した「中期運営計画」の初年度であり、計画に掲げる次の「３つの将来像」の実現に向けた取組みを推進する。

第１に、「利用者満足度の向上」では、虐待・事故防止対策の強化をはじめ、新型コロナウィルス感染症に係るワクチンの円滑な接種等感染予防対策の徹底等安心・安全の確保を最重点課題として取り組む。加えて、各施設の連携をより一層強化し、障害児から障害者へのシームレスなサービスの提供等、利用者目線に立ってサービスを充実させる。

第２に、「地域や企業、大学等との連携」では、施設の地域開放はもとより、企業・大学の知見を活用したサービスの充実等、「地域における公益的な取組み」を推進し、「府立施設」としての使命を果たす。

第３に、「人・財力の強化」では、子育てにやさしい職場づくり等働きやすい職場環境の整備を進めるほか、人事考課制度の効果的な運用や調査・研究事業の推進など人材育成を深化させる。また、各施設で設定した収入目標を実現するため経営分析の徹底や会計監査人設置に向けた準備を進め、強固な組織づくりを進める。

今後とも、理事会や評議員会の円滑な運営をはじめ社会福祉法に則り、適正な法人運営を進める。

(1)　利用者満足度の向上

①　安心・安全を確保する取組み

〈虐待・事故防止〉

〇各種業務マニュアルの点検

- 支援技術の向上や事故・ヒヤリハットの発生の視点から、マニュアルを点検
  →サービス向上推進幹事会開催（２回/年）
- 施設間相互チェックの実施（主に与薬マニュアル）
- 新たなマニュアルの整備（不審者、電話対応、苦情等）

〇虐待防止に係る体制の強化

・虐待防止責任者の配置（本部及び各施設に責任者を配置）(新規)

・法人虐待防止委員会の継続開催（１回/年）や外部委員の実地調査による各種取組の点検・進行管理

・各施設開催（1 回/月）の虐待防止委員会にて他施設部会からオブザーバー参加

・虐待防止に係る職員セルフチェックの継続（チェック項目の見直し）

・施設間チェックの継続（チェックの視点・内容等の見直し）

・虐待防止研修の全員受講

〇身体拘束をなくすための体制強化

・身体拘束をなくすための検討委員会設置（関係施設）（新規）

・令和２年度作成の「身体拘束検討会議まとめ」をもとに、各施設所内研修にて共有・徹底（1 回/年）（新規）

・不適切ケアの具体的事例集作成（8 月頃）（新規）

〇風通しの良い職場づくりの推進による虐待防止

・本部事務局に職員相談窓口の設置検討（新規）

・コミュニケーションツール（Slack など）の導入

・職員提案箱の活用

〇各施設「事故防止委員会」への法人推進委員の参画

・事故・ヒヤリハット報告の分析及び改善の推進

〈地震・水害等の自然災害対応〉

〇地震発生時・感染症対応マニュアル（特に事業継続計画）の点検・見直し

→リスクマネージメントワーキンググループの開催（3 回/年）

〇全職員参加型避難訓練の実施（防災週間等含む節目に実施：２回/年）

〇災害対策に係る研修会の実施等知識の習得（1 回/年）

〇地震・水害等の自然災害に係る地域のハザードマップの確認と、職員・利用者への周知

〇災害備蓄物資の点検・更新

・食品等については賞味期限等を考慮し更新。その他追加が必要な物資があれば随時補充（1 回/年）

〇京都府災害派遣福祉チーム（京都 DWAT)に継続して参画（登録職員の交替）

〈新型コロナウィルス等感染症対策〉

〇新型コロナウィルス感染症対策の強化

・新型コロナウィルス感染症に関する国・京都府からの情報・指示の収集・把握及び法人内への周知徹底

・利用者・職員に対するワクチン接種の円滑な実施（新規）

・対応マニュアルの作成及び感染症対策委員会設置の検討（新規）

〇感染防止用資材の点検・更新

・保存状態等を考慮し更新。その他必要な資材を追加整備。（２回/年）

〇各施設で定めたゾーニング等を踏まえ、感染症発生時の対応訓練の実施（１回/年）（新規）

〇令和３年度の職員体制に基づく感染症発生時における各施設間の応援体制の点検・確立

〇Wi-Fi 環境整備やタブレット端末の導入等により、オンライン面会に対応

〇感染症予防に関する知識の習得→附属リハビリテーション病院医師等による対策研修開催（１回/年）（新規）

②　多様な各施設の連携による特色ある取組み（新規）

【心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）×各施設】

〇附属リハビリテーション病院と連携した健康管理の推進

・感染症対策等研修時における附属リハビリテーション病院医師・看護師による指導の実施

【心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）×こども発達支援センター×発達障害者支援センター】

〇施設間連携による障害「児」から障害「者」への切れ目のない支援の推進

・医師・看護師・セラピスト等による勉強会の開催や、こども発達支援センターでのフォロー終了となる児童の、その後の受け皿について附属リハビリテーション病院と検討

【東山母子生活支援施設×桃山学園】

〇利用者の状況やニーズを踏まえ、桃山学園（児童養護施設）の入所児童について、東山母子生活支援施設への入所受入れを検討

【視力障害者福祉センター×洛南寮】

〇新型コロナウィルス感染症の状況をみながら入所高齢者へのあん摩訪問実施

【桃山学園：児童養護施設×障害児入所施設】

〇利用者の状況やニーズを踏まえ、児童養護施設から障害児入所施設への措置変更などについて、児童相談所も含めた定期協議の場の設置

【桃山学園×こども発達支援センター】

〇こども発達支援センターの利用者が、桃山学園（障害児入所施設）をレスパイトとして活用できるよう、こども発達支援センターにおいて同学園の広報活動を実施

〇こども発達支援センターの「保育所等訪問支援事業」の対象に桃山学園（児童養護施設）を加え、支援を充実

【こども発達支援センター×発達障害者支援センター】

〇放課後等デイサービス事業の質的向上をめざし、学識者の知見も活用した定期的な協議の場の設定

【発達障害者支援センター×桃山学園×東山母子生活支援施設】

〇センターのスキルが支援に活用できるケースの共有等施設間での協議の場の設定

【全施設連携】

〇施設退所者が地域で円滑に生活できるよう、伴走型支援を行う「地域福祉支援チーム」のあり方について検討

〇各施設が有する「スキル」を各施設で生じた課題に活用するため、法人内での「専門性スキルバンク」創設をめざし、職種別グループを結成し、スキル項目の抽出や相互連携の方向性について検討

③　地球環境を守る取組み

〇　京都フードセンターの事業内容の情報を収集し、施設利用者への食品提供の可能性を検討（「ショップあしはら」（施設内店舗）での活用等）

〇　照明のLED化やゴミの減量化等の推進

⑵　人材・財政等組織基盤の強化

①　人材の確保・定着と育成、働き方改革の取組み

〈人材の確保・定着〉

〇人材育成のあり方を検討する中で「人材確保・育成推進役（仮称）」を配置（新規）

〇事業団ホームページの「人材確保専用ページ」を活用した効果的な人材確保の推進

・ホームページ内のリクルートページに、職員インタビュー（職種別勤続年数別）及び施設紹介動画の掲載

〇インターンシップ(15名程度/年)や実習生（120名程度/年）の受入れや福祉人材育成に係る各種事業への積極的参画

〇広報委員会を中心とした広報活動の充実

・Instagram と Twitter による魅力発信を強化（各施設でアカウント運営及び担当者間での情報共有）

〇新型コロナウィルス感染症の状況や外国人をとりまく雇用環境等を踏まえ、新たな福祉人材の確保に向けた課題等を抽出（新規）

〇上位認証更新に向けた取組みの継続

〇組織活性化プログラム（職員アンケート）の継続実施（8～9 月頃）

〇IT 機器や介護機器の導入検討チームを関係施設（心セ・洛南寮）で設置し、効果的な機器を導入（新規）

〈人材育成〉

〇人事考課制度を活用した人材育成の推進→考課者研修開催（1 回/年）

〇研修委員会にて人材育成計画・育成体系を構築→研修委員会開催（4回/年）

・with コロナ下での効果的な研修のあり方の検討

・感染症対策及びハラスメント等に関する研修開催（新規）

・実践研究発表・論文の応募への参加促進

〇法人内他施設とのコラボレーション研究・調査の推進→発表１テーマ

・各施設よりコラボレーション研究が可能な事例を抽出

・外部機関や専門家からのサポート依頼

〇人権や権利擁護等に関する研修開催（各施設　1 回/年）

〇若手職員の育成強化

・新たに入職した職員対象のエルダー制度の充実
・各施設におけるOJT マニュアルの充実

〇外部への講師派遣可能な研修テーマ等について検討し「講師派遣者リスト」を公開（新規）
〇京都府の実施する職員の研究事業（ベンチャー）の情報を収集し、研究テーマに応じて積極的に参画（新規）

〈働き方改革〉

〇令和２年４月からスタートした新たな給与制度に関する円滑な運用と検証
〇計画的な休暇取得の促進及び時間外勤務に係る事前命令の徹底
〇事務業務の効率化の推進
・マンパワーを利用者支援により一層注力するため、「業務改善推進チーム」を設置→チーム会議開催（３回/年）（新規）
・オンライン会議の積極的活用
・導入したタブレットや情報伝達ツールの使い方や運用上のルール等を周知

〇テレワーク（在宅勤務）等について、感染症拡大防止や効率的・効果的な働き方実現の観点からの環境整備について点検
〇短時間雇用やスポットタイム雇用の推進に向けた課題を抽出（新規）

②　子育てや介護にやさしい職場づくりの取組み

〇次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の改定
・育児休暇・休業等の取得
対象となる女性職員の取得率　100%
対象となる男性職員の取得率　15%以上（希望職員 100%）
育児休業等を取得した職員１人以上
・年次有給休暇の取得　　取得率　50%以上
・時間外勤務の縮減
総時間数を前年度比 2%縮減・各月 45 時間を超える職員の解消
・管理職や役付職員の女性職員の割合増
管理職員 40%　　役付職員 55%

○「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」や「くるみん認定」に向けた取組みの推進
○短時間勤務制度の拡充（対象年齢の引き上げ）
○育児休業・休暇取得対象男性職員に制度周知
○介護休暇制度等を職員に周知
○次世代育成支援ハンドブックの改定→改定内容の周知（1 回/年）
○産前産後休暇や育児休業を経験した職員と、休暇中の支援等について意見交換し、課題を抽出→意見交換会開催（1 回/年）
○不妊治療時における休暇制度を創設（年６日）

③　組織・財務体質の強化、業務効率化の取組み

○令和２年度に創設した地域職員配置に関する効果の検証（新規）
※地域職員：総合職員と同等の職務・職責を担うが、当該施設のみに継続して勤務する職員
○会計監査人の設置に向けた予備調査実施（新規）
○5 年間の収支計画に沿った予算管理の実施
○with コロナ下における効率的・効果的な会議運営の推進
○事務の効率化及び支出経費の抑制による事務的経費の縮減
→【５年間累計で前期比 12,744 千円の減】
○クラウドファンディングの活用をめざし、募集方法等について検討（新規）
○心身障害者福祉センターに係るボイラー使用から電化による経費の節減（新規）

④　効果的な情報発信の取組み

○リニューアル後のホームページの効果的運用
○施設ごとの Instagram からの積極的な情報発信
○福祉に関して広く相談を受ける窓口「福祉よろず相談」の設置に向け、その果たすべき機能等について整理（新規）
○ホームページ内で研究発表実績を公開（新規）
○利用者の作品制作について企業との協働を進めるため、協働・連携先を開拓（新規）
○「art space co-jin」や「とっておき芸術祭」への出品を推進
○介護講座の継続開催（1 回/年）と介護技術に関する動画配信の内容を検討

事業計画【施設別】

１．心身障害者福祉センター（支援施設・生活訓練・相談支援・体育館）

□　運営方針

障害者支援施設は、利用者の人権を尊重し、安心・快適で質の高い暮らしを営んでいただけるよう、入浴・排泄・食事等の生活介助を行うとともに、自立をめざして、身体機能・生活能力の維持・向上を支援する。特に加齢や傷病による利用者の体調の変化に注意し、必要な医療や介助が適切に行われるように配慮する。そのため、職員研修の充実を図るとともに、質の高いサービス提供のためのマニュアルの策定・更新を随時実施する。

また、併設の附属リハビリテーション病院や体育館と連携し、セラピストによるリハビリや集団でのスポーツ活動を定期的に実施するとともに、日中活動や外出支援など利用者の希望に添った多彩なプログラムを用意し、利用者満足度の向上に努める。

更に、当施設を地域の方に知っていただき、地域とのつながりを強化する取組として、小中学校での福祉体験学習への職員派遣や児童生徒の施設見学受入を進める。

生活訓練事業所ひまわりは、附属リハビリテーション病院の高次脳機能障害専門外来や京都府リハビリテーション支援センター、近隣の医療機関と連携し、社会復帰、復職を希望されている高次脳機能障害者を対象とした専門的な自立訓練・家族支援を推進する。

相談支援事業所 TOMO は、当センター障害者支援施設はじめ、近隣の障害者支援施設や附属リハビリテーション病院の患者が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、利用者のニーズを十分に把握し計画に反映できるよう、丁寧な相談支援を実施する。

体育館（サン・アビリティーズ城陽）は、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たすとともに、当センターの体育施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行う。

また、パラ・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンター（NTC）指定施設として、競技団体の強化合宿等の活動を支援する。

□ 重点事項

（障害者支援施設）

○　学識経験者によるアドバイザー参加によるケース検討会議を開催（新規）

○　医療的ケアの導入に向けた学習会の開催（１回/年）（新規）

・附属リハビリテーション病院医師、看護師、導入済みの他施設職員等

○　ノウフク連携を推進するため、「ファームあしはら」（施設内農場）に指導者の参画を得るとともに販売方法を検討（指導者受入れ（訪問）１回/年）（新規）

○　地元中学校での車いす体験学習への講師派遣（１回/年）

○　定員の充足　　月末在籍者数　５０名(短期入所利用含む)
短期入所利用　新規２名（延べ４名）
日中通所利用　新規２名（延べ４名）

（生活訓練事業所　ひまわり）

○　高次脳機能障害を有する者の社会復帰に向けた新規訓練メニューの導入(新規)

・他施設の視察や研修の受講等

○　地域における高次脳機能障害の方や、そのご家族が交流できる「高次脳カフェ」の開催（３回/年）

○　利用目標　　登録利用者数　１２名
１日平均利用者　4.8 名

（体育館　サン・アビリティーズ城陽）

○　パラ・パワーリフティングのナショナルトレーニングセンターとして、パワーリフティング連盟主催の合宿や大会開催への協力

○　障害者スポーツへの理解促進やパラリンピックスポーツ普及のための出前講座の実施（１回/年）

○　障害者スポーツ指導員講習の実習の受入れ（スポーツのつどい等への参加）

２．心身障害者福祉センター（附属リハビリテーション病院）

□　運営方針

京都府南部地域において、附属リハビリテーション病院の特色を生かした医療サービスを、京都府立医科大学附属病院と連携して提供することで、地域の皆様の健康と快適な暮らしを支え、信頼される病院運営に努める。そのため、業務内容や職員体制の見直しを行うとともに、職員間の意思疎通とコミュニケーションを促進し、多職種の職員が一体となって病院の稼働率向上をはじめ病院業務全般のマネジメントに取り組む。また、地域に根ざした活動に重点を置き、出前講座に加え、地域住民の方々や各種団体等と連携し、医療・健康に関する講座の開催や相談の実施など積極的な地域貢献に努める。

さらに、京都府南部地域の「高次脳機能障害対応医療機関」の中核医療機関として、生活訓練事業所ひまわりと連携し、高次脳機能障害患者の社会復帰を支援する役割を果たしていく。また、スポーツを通した障害者支援活動として、引き続きパラリンピック・パワーリフティング選手への医科学的サポートを担い、日本初のメダリスト誕生に向けて全力で支援し、障害者スポーツの拠点をめざす。

□ 重点事項

○　人工関節置換術など高度な整形外科治療からリハビリまでを一貫して実施
○　高次脳機能障害専門外来と生活訓練事業所ひまわりとの連携強化
　（生活訓練事業所ひまわりへの紹介　５名/年）
○　スマホ決済やクレジットカード等キャッシュレス化の導入（新規）
○　脳血管疾患等リハビリテーションⅠの施設基準取得に向けた取組み推進
　（24,000 単位以上/年）
○　近隣市町村の地域包括センターに向けた医療・健康相談による患者確保
○　若年層向けの生涯医療やスポーツ医学の相談による患者確保

○　利用目標　　１日あたりの外来患者数　平均 70 名
　　１日あたりの入院患者数　平均 16 名
　　新規障害児（者）歯科患者　15 名/年
　　周術期口腔ケア　　30 名/年

３．洛南寮（養護老人ホーム）

□　運営方針

地域で生活する上で様々な生活課題や福祉課題を抱える利用者に対し、心身ともに健康で安心して自立した日常生活が営めるよう支援するとともに、社会復帰の促進を図る。

とりわけ、重度の要介護利用者には一般型入居者生活介護サービスの提供を行い、サービス向上と職員の負担軽減のためノーリフティングケアをめざし、福祉機器の活用や設備の改修を計画的に行う。

また、施設内における感染症予防対策を徹底するとともに、利用者にも新しい生活様式への協力と、感染予防対策を踏まえた自立生活に取り組んでいく（救護施設含む）。

さらに、所内研修やオンラインでの研修の積極的な参加により、専門分野の学びを深め、職員のモチベーションアップにつなげるほか、利用者に寄り添った支援ができるよう研修、実践をすることで接遇力の向上を目指すとともに、高齢者の虐待被害等緊急課題への迅速な対応等により地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざす。

□　重点事項

- ○　利用者のショッピングや外食等外出への支援や、作品づくり・介護予防体操・ネットショッピング等日中活動を充実（救護施設含む）
- ○　認知症等精神疾患を有する利用者の増加に対応するため、入院可能な精神科病院（地域連携室）との連携強化（地域連携室との協議の場の設定）（新規）
- ○　高齢者の嚥下機能低下による喉詰め・誤嚥等を想定した訓練の実施
  →消防署と連携した所内訓練実施（１回/年）
- ○　利用者の状況に応じた食事提供ができるよう、「食事形態検討委員会」にて工夫・検討
- ○　施設見学会等イベント時において、地域住民向けの喫茶を提供（新規）

○　目標：　施設入所率　９５％
（うち特定入居者生活介護　契約者 30 名）

４．洛南寮（救護施設）

□　運営方針

生活困窮者をはじめ様々な生活課題や福祉課題等を抱え総合的な支援を必要とする利用者が心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会での自立をめざす支援や訓練を行う。

救護施設に求められる循環型セーフティネット機能を発揮し、地域生活移行を目的とする居宅生活訓練事業のさらなる充実や状況に応じた他施設等への移行を推進し、退所された方については相談支援を行う。加えて、利用者による食事の配膳、下膳補助や環境整備等の施設内作業を疑似就労と位置づけ、一定の報酬を支払うことで就労支援の充実を図る。

また、地域で生活する方に対しては、引き続き、ＤＶ・虐待被害を受けた場合等の緊急入所に速やかに対応するとともに、一時的に精神状態が不安定になった場合や、入所を希望する方が施設の集団生活を体験する場合の一時入所事業を継続するとともに、生活困窮者自立支援制度による認定就労訓練を実施する。

□　重点事項

- ○　統合失調症等精神疾患を有する利用者の増加に対応するため、入院可能な精神科病院（地域連携室）との連携強化（地域連携室との協議の場の設定）
- ○　居宅生活訓練事業の継続実施と、退所者の地域生活が円滑に行えるよう訪問による相談支援等の体制強化（退所後半年間　毎月実施）
- ○　地域での自立に向けた、社会生活上必要な自己対処能力を高める生活訓練の実施（２回/月）
- ○　認定就労訓練事業を継続し、地域における一般就労が困難な方への就労を支援（登録者１名/年）
- ○　利用者の生活におけるより一層のプライベート空間確保のため、多床室を準個室に整備（14 部屋）
- ○　目標：施設入所率　９５％

５．東山母子生活支援施設

□　運営方針

DV 被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して安心・安全な生活環境を提供し、母子の自主性を尊重した自立に向けて地域社会で生活できるよう、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を支援する。

また、研修等により職員の資質向上を図り、職員間での情報共有等を徹底することで風通しのよい施設づくりに努める。

さらに、各福祉事務所等関係機関との情報交換を密に行うことで連携を強化し、定員充足と社会的養護を担う施設としての役割を果たすよう取り組む。

□ 重点事項

○　心理療法担当職員の配置時間数の増により母子に対する心理的ケアを充実

○　整備した Wi-Fi 環境を活かし、利用者の在宅授業・在宅ワーク・在宅学習を支援（新規）

○　「母の会」等にて集約した利用者からの声への迅速な対応による利用者満足度の向上

○　「マザーズジョブカフェ」、「京都ひとり親家庭自立センター」等との連携による就業支援の強化

○　目標：施設入所率８５％

６．視力障害者福祉センター

□　運営方針

教育機関として、以下の基本方針に基づき、教育の充実を図る。

① 高い知識・技術を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成を行うため、教育訓練の充実、強化を図る。

② 安心して勉学に取り組める環境づくりに努め、利用者全員の国家試験合格や卒業後の就労をめざす。

③ 卒業後における知識・技術の維持・向上に向けた研修会等を実施する。

④ 職員の資質向上と職員間の連携強化に努めるとともに、活発な広報活動や関係機関との連携を強化する。

人権擁護、虐待防止、新型コロナウィルス感染症拡大防止を含めたリスクマネジメントについて職員一体となって取り組むとともに、体験見学会の開催や広報活動に取り組み、利用者増をめざす。

また、防災面での地域との連携や、施設機能の地域への還元等、地域から信頼され、開かれた施設をめざすとともに、視力障害者福祉センターの知識・技術を法人内の他施設の利用者にも提供し、事業団全体としてのサービス向上を図る。

□ 重点事項

○ 学習状況に応じた学習支援計画の策定やフォローアップ講習の充実等により国家資格の取得を支援

○ 職業倫理に関する授業の追加や施術者マナー講習会等を開催するとともに、京都職業相談室との連携による就労支援体制の強化

○ 就労継続Ｂ型支援事業所の開設に向けた検討会の設置（新規）

○ 左京区社会福祉協議会との連携により、地域福祉に寄与する活動（ふれあいサロン、認知症予防教室等）の場として施設の地域開放を推進（新規）

○ 明治国際医療大学と連携し、教員を対象とした最新医学に関する知識・技術に関する研修会開催（新規）

○ 利用目標　　就労移行支援（養成施設）　利用者数２５名
　　施設入所支援（宿舎利用）　利用者数１０名

７．桃山学園（障害児入所施設）

□　運営方針

児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立をめざし、基本的生活習慣や社会性の習得等、個別の課題と向き合い、個別支援計画に沿った支援を実施する。

支援に当たっては、人権擁護・虐待防止を基本姿勢とし、研修等により職員の意識向上に努め、保護者や地域、外部関係者に開かれた施設運営を行うことで、安心・安全な施設生活をめざす。

また、強度行動障害支援者及び児童発達管理責任者等の資格取得の推進、近年増加している虐待ケースの個別支援や、家族支援について、職員の専門性の向上を図り、入所児童にとって、より良い支援をめざす。

さらに、児童の障害特性に応じた小規模グループケアを一層充実させ、落ち着いた生活環境から、児童の自主性や心の安定を図る。

地域への情報発信の充実や、地域行事への積極的な参画等地域との一層の連携を図り、開かれた施設づくりと地域と一体となって児童を育てる環境づくりに努める。

□　重点事項

○　養育者との愛着形成に課題がある児童に対し、外部アドバイザーの参画によるきめ細やかな個別支援を実施

○　退所児童に対して、進路先の成人施設や就労先との連携により個別計画を作成の上、アフターケアを実施

○　「京都市休日・夜間相談受付センター」を活用した、短期入所空床情報を適宜発信（毎月）

○　京都中小企業家同友会との協働による就労体験の取組みについて、児童養護課の実績を活かし、導入を検討（新規）

○　目標：施設入所率　　８５％

８．桃山学園（児童養護施設）

□　運営方針

社会的養護を必要とする児童を家庭的な環境のもと健やかに養育し、豊かな人間性や社会性を身につけ、地域社会で自立できることをめざして支援する。
併せて、「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を踏まえ、関係機関や地域と更なる連携を図りながら、施設機能の強化をめざす。

職員の専門的知識・技能をより一層高め、職員間のコミュニケーションの活性化を図るなど支援の向上に努め、人権擁護・虐待防止をめざした取組みを継続して実施。

また、安心安全な施設生活をめざし、安全委員会方式（外部機関（学校／児童相談所など）と施設職員で委員会を設置し、児童の状況の共有・対応等の協議を行い、暴力に替わる行動の学習等を一貫して支援する手法）による対応を行う。

さらに、桃山東地域の地域福祉を支える団体等と一層の連携を図り、行事や防災対策チーム等への参加、協力体制の構築に努め、地域に開かれた施設づくりを進め、地域と共に児童の健全な成長を支援する。

□ 重点事項

- ○　未就学児童の入所増等入所児童の多様化に対応するため、職員のスキルアップ、専門的知識・技術の習得の推進（新規）
- ○　「桃山学園安全委員会」の活動による、暴力に対する考え方（「暴力はだめ、叩かない、口で言う」）の啓発継続
- ○　学習指導補助職員による学習支援や通塾の活用等学力の向上を推進
- ○　高校卒業後、資格取得をめざして進学希望する児童の支援

- ○　目標：施設入所率　９５％

９．こども発達支援センター

□　運営方針

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援等各分野の専門スタッフが連携し、総合的な発達支援サービスを提供することにより、こども達の健やかな成長と発達をめざす。また、新型コロナウィルスをはじめとする感染症対策を十分に行い、安心して利用してもらえる医療・福祉施設としての役割を果たす。

医療・保健・教育機関との連携や診療所体制の充実により、初診待機期間の短縮と、診療部門に新たに導入した電子カルテの運用により情報の共有や業務効率化を図り、支援を充実させる。

また、診療所においては、放課後等デイサービス事業や京都府発達障害者支援センターこども相談室との連携による学童期以降の発達障害児への支援についても充実させる。
児童発達支援（福祉型）における就学前後のフォローを中心とした年長児への対応や、放課後等デイサービスにおける不登校傾向の児童への対応等地域のニーズを踏まえた新たな取組みも実施するなど引き続き充実に努める。

地域支援については、発達障害に関する講演会の開催や関係機関への講師派遣及び地域療育へのサポートを行うとともに、障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業により、地域との連携を強めることで児童発達支援センター機能の充実をめざす。

□ 重点事項

- ○　保護者の就労状況を踏まえ、通園頻度を週３回から２回へと弾力化する等、地域のニーズを踏まえた療育を実施（新規）
- ○　児童発達支援（福祉型）において、年長児対象の並行通園クラスの受入れ人数を増やし、障害児相談支援事業や保育所等訪問支援事業との連携による就学前後のフォローを充実
- ○　京都府南部地域の市町村、地域医療機関と連携して、地域の診療体制の充実に向けた検討を開始（新規）
- ○　放課後等デイサービスに通う発達障害の児童に対し、心理アセスメント等の実施により支援を充実
- ○　桃山学園及び近隣児童養護施設等に対する、保育所等訪問支援の必要性についての協議の場の設定（新規）
- ○　大学生の実習を受入れ、学生の臨床経験の向上及び施設側の新たな気付きや支援方法の検討に活用

○　利用目標　　（児童発達支援）

・福祉型　　１８名／日
・医療型　　５名／日
・重症心身障害児　１．４名／日

（診療部門）

・セラピー実施人数　延７５０名／月
・心理検査件数　　７０件／月
・初診待機期間の抑制　４ヶ月以内

（放課後等デイサービス）

・利用者数　１０名／日（利用率１００％）
・契約者数　４０名

１０．発達障害者支援センター

□　運営方針

京都府内における発達障害支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、府内６か所の圏域支援センターと連携しながら相談支援機能を強化する。また、幼児期から高校生までの発達障害のある人への専門的支援を行うことができる人材の育成や、放課後等デイサービス事業所等へ出向き、質の高い療育を提供できる事業所を増加させる。

「こども相談室」においては、医療・教育・福祉との連携を更に強化するとともに、集いの場の開設や思春期の子を持つ保護者を支える取組みを進める。併せて、５年目となる京都ジョブパークの「ゆっくり相談コーナー」での業務については、キャリアカウンセラーへのスーパーバイズ機能を軸としてより一層の充実を図る。

また、発達障害についての理解と支援を深めるため、府民公開講座の開催等啓発活動や研修会を実施する。

２年目となる「全国発達障害者支援センター連絡協議会」の近畿ブロック代表幹事としては、引き続き国の動向や他の発達障害者支援センターの取組みを学び、近畿地域での取組みに活かせるよう、センター長会議や職員研修会を主催する。職員についても、引き続き一層の資質向上を図り、支援センター機能の充実・強化をめざす。

□　重点事項

○　発達障害児の保護者の情報交換の実施。教育・保健・子育て支援機関等への発達障害に関する理解促進に向けた「ペアレントメンター新聞（仮称）」の発刊（３回/年）（新規）

○　発達障害に関する大学生向けの電話相談等、相談しやすいシステムの構築に向け、各大学の「学生相談室（障害学生支援室）」を訪問し、発達障害者支援センター機能について、窓口担当者との情報共有を行う。（新規）

○　大学連携の取組みとして、京都大学大学院からは、ケースを通じた医療連携・困難ケースの相談・スーパーバイズを、京都教育大学からはSST（ソーシャルスキルトレーニング）等に関するスーパーバイズを、佛教大学からは保護者へのペアレントトレーニングへのスーパーバイズをそれぞれ受ける。

https://www.ksj.or.jp/

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階
TEL:075-222-2212　　FAX:075-222-2236